

入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月22日

栗原市長 佐藤 智

1 入札に付する事項

(1) 業務番号 一

業務名 一般廃棄物処理施設建設候補地選定業務

(2) 業務場所 栗原市内

(3) 履行期間 契約締結日の翌日 から 令和8年10月30日まで

(4) 業務概要 業務計画作成 1業務

現地調査 1業務

二次候補地選定 1式

最終処分場（9箇所 → 3箇所）

クリーンセンター（7箇所 → 3箇所）

三次候補地選定 1式

（候補地3箇所の総合評価・順位付け）

関係組織の運営支援 1業務

(5) 支払条件 令和7年度 前払い 有

令和8年度 前払い 有

(6) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の額

(7) 最低制限価格 有

(8) 入札方式 制限付一般競争入札

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

栗原市から建設関連業務に係る競争入札の参加登録等に関する要綱（平成20年栗原市告示第8号）の規定に基づく令和7・8年度競争入札参加資格承認者名簿に登録（以下「登録」という。）を受けている業者で、開札日当日において、次の要件を満たしていること。

登録業種	建設コンサルタント（廃棄物）
事業所の所在に関する条件	宮城県内に本社（本店）、支店・営業所等で登録していること。
配置技術者に関する条件	管理技術者として次に掲げる要件を満たす技術者を配置できること。 ① 技術士衛生工学部門（廃棄物・資源循環（旧法廃棄物管理、廃棄物処理及び廃棄物管理計画を含む））資格を有し、当該入札参加業者と直接雇用関係にある技術者であること。 ② 配置する技術者が同種業務に関する実務実績を有する者であること。

暴力団等の排除	<p>次のいずれかに該当する者でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加していると認められる者（以下「役員等」という。）が暴力団員であると認められる者 ② 有資格業者又は役員等が、暴力団等であることを知りながら、暴力団等と取引を行い、又は不当に利用したと認められる者 ③ 有資格業者又は役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者 ④ 有資格業者又は役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 栗原市有資格業者に対する指名停止要領（平成17年栗原市告示第135号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。 ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。 ④ 銀行取引停止となっていないこと。 ⑤ 公告日から入札参加申込書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に下記のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。 <p>(ア) 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親会社と子会社の関係にある場合 ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 <p>(イ) 人的関係</p> <p>次のいずれかに該当する二者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。) ・一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 <p>(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>その他上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>

3 入札・業務担当

区分	担当課	電話番号	住 所
入 札 受付担当	栗原市 総務部 管財課 契約係	0228-22-1116 (内線 256・257)	〒987-2293 栗原市築館薬師一丁目7番1号
業 务 担 当	栗原市 市民生活部 環境課 環境政策・施設係	0228-22-3350 (内線 174)	〒987-2293 栗原市築館薬師一丁目7番1号

4 入札日程等

手 続 等	期 間・期 日・期 限	場 所
入札参加資格確認申請書類交付 ※注2	令和7年9月22日（月）から 令和7年9月29日（月）まで	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 契約係
設計図書等の閲覧及び貸出	令和7年9月22日（月）から 令和7年10月14日（火）まで	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 閲覧場所
設計図書等に対する質問の受付	令和7年9月22日（月）から 令和7年9月29日（月）まで	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 契約係
入札参加資格確認申請書類提出	令和7年9月29日（月） 午後4時まで	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 契約係
入札参加資格確認書の送付	令和7年10月9日（木）	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 契約係
設計図書等に対する質問回答書 の閲覧	令和7年10月9日（木）から 令和7年10月14日（火）まで	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所総務部管財課 閲覧場所
入 札	令和7年10月15日（水） 午前10時30分から	栗原市築館薬師一丁目7番1号 栗原市役所 2階 講堂

(注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで（正午から午後1時をまでを除く。）とする。

(注2) 入札参加資格確認申請書類・各種様式等については、栗原市ホームページの入札・契約情報からダウンロードすること。

5 入札の方法等

- (1) 郵送、電報、FAXその他電気通信による入札は認めない。
- (2) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、再度入札執行回数は、2回を限度とする。
- (4) 入札及び再度入札において落札者がいるときは、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約のための見積り合わせを行うことがある。
- (5) 栗原市財務規則第95条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、本入札には最低制限価格を設定するので、最低制限価格未満の入札は、失格とする。
なお、落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、従来のくじ方式により落札者を決定するものとする。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 2に掲げる競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないと認められるとき。
 - ① 入札者等の記名押印及び訂正印を欠く入札
 - ② 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
 - ③ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ④ 業務名等の錯誤がある入札
- (4) 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ったとき。

7 契約の締結

落札した者は、落札決定後7日以内に契約を締結する。

ただし、落札決定後、契約までの間に落札した者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止を受けた場合、又はその他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為その他不正の行為があった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

8 入札参加資格確認申請の提出書類

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を正1部提出しなければならない。

- ① 栗原市建設関連業務制限付一般競争入札実施要綱（平成31年栗原市訓令第8号）に定める入札参加資格確認申請書（様式第2号）
- ② 資本関係又は人的関係がある者に係る申告書
- ③ 業務実績に関する条件を満たしていることを確認できる書類
- ④ 配置技術者に関する条件を満たしていることを証明できる書類

(2) 申請書類の提出方法、受付期間及び提出場所

- ① 提出方法

持参とする。

- ② 受付期間及び提出場所

4の表に示すとおりとする。

9 設計図書の閲覧等

設計図書の閲覧及び貸出の期間及び場所は、4の表に示すとおりとする。

10 その他

- (1) 入札参加者は、栗原市建設関連業務制限付一般競争入札実施要綱を遵守すること。
- (2) 業務内容に関する電話での質問は一切受け付けないものとする。
また、質問については指定の様式を使用すること。